相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡北中城村字安谷屋以下不詳　被相続人　亡　比嘉　カマ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県名護市字天仁屋五番地　被相続人　亡　渡慶次　亀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県具志川市字川崎二二三番地　被相続人　亡　國場　克栄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県以下不詳　被相続人　亡　翁長モウシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県具志川市字西原以下不詳　被相続人　亡　翁長モウシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県浦添市字城間以下不詳　被相続人　亡　伊波　清仙

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県浦添市字仲西以下不詳　被相続人　亡　上里　徳盛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県浦添市字城間以下不詳　被相続人　亡　比嘉　蒲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県具志川市字川崎以下不詳　被相続人　亡　國場カマド

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県浦添市字城間以下不詳　被相続人　亡　比嘉　蒲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県浦添市字城間以下不詳　被相続人　亡　伊波　清仙

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県浦添市字仲西以下不詳　被相続人　亡　上里　徳盛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡北谷村字吉原九八七番地　被相続人　亡　喜屋武　牛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡北谷村字字吉原以下不詳　被相続人　亡　饒辺　永正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡北谷村字浜川以下不詳　被相続人　亡　新城　ウシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡北谷村字吉原一二〇番地　被相続人　亡　仲村渠　亀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史